

横芝光町議会政務活動費の取扱いに関する基準

平成26年12月1日

1. 政務活動費の執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、条例第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内で執行するものとし、その支出については、経費節減に努め、要した費用の実費に充当することを原則とする。また、適正な手続きにより執行されていることが明らかになるよう常に書類等を整えておかなければならない。

2. 政務活動費を充てることができる経費

(1) 調査研究費

会派又は無会派議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

- ・ 町内外の視察及び現地調査の旅費（交通費、宿泊費）
- ・ 資料作成費（印刷代）
- ・ 外部機関への調査委託費
- ・ 郵送代など

(2) 研修費

会派又は無会派議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会に参加するために要する経費

- ・ 研修会開催経費（会場費、機材借上げ費、講師謝礼、資料作成費）
- ・ 研修会参加経費（交通費、宿泊費、参加費、資料代）
- ・ 郵送代など

(3) 広報費

会派又は無会派議員が行う活動及び町政について住民に報告するために要する経費

- ・ 広報紙作成経費（印刷代、新聞折り込み代）
- ・ ホームページ作成・更新費
- ・ 郵送代など

【留意事項】

広報紙やホームページの内容については、政党活動、選挙活動、後援会活動にならないよう、会派又は無会派議員の責任において作成すること。

(4) 広聴費

会派又は無会派議員が行う住民からの町政及び会派又は無会派議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

- ・広聴会開催経費（会場費、資料作成費）
- ・郵送代など

(5) 要請・陳情活動費

会派又は無会派議員が要請及び陳情活動を行うため必要な経費

- ・交通費
- ・資料作成費（印刷代）
- ・郵送代など

(6) 会議費

会派又は無会派議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する各種会議に参加するために要する経費

- ・会議開催経費（会場費、機材借上げ費、資料作成費、茶菓子代）
- ・会議参加費用（交通費、宿泊費、参加費）
- ・郵送代など

(7) 資料作成費

会派又は無会派議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

- ・印刷・製本代
- ・写真代など

(8) 資料購入費

会派又は無会派議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

- ・書籍購入費
- ・新聞雑誌購読料など

【留意事項】

次に掲げるものは、政務活動費を充てることができない。

- ・議員が所属する政党の機関紙等の購読料
- ・趣味、娯楽に関する雑誌、図書など

(9) 人件費

会派又は無会派議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

- ・政務活動業務を補助するために雇用した者に対する給料、手当、賃金など

(10) 事務費

会派又は無会派議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理、又は事務用消耗品、事務機器等の購入及び賃貸等に要する経費

- ・事務所の賃借料
- ・事務所の維持管理費（光熱水費）
- ・事務機器購入費（複写機、ファックス、パソコンなどの購入費及びリース代）
- ・備品（机、椅子、ロッカー、書類棚など）、消耗品購入費
- ・通信運搬費（電話、ファクシミリ、プロバイダー料、郵送代など）

3. 経費の留意事項について

(1) 交通費

- ① 交通手段については、原則として公共交通機関を利用するものとし、横芝光町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に準ずるものとする。
- ② 公共交通機関の利用が困難であるなどの合理的な事情がある場合は、タクシーを利用することができる。
- ③ 公共交通機関の交通費で、領収書が発行されない場合は、会派については会派の代表者が、無会派議員については本人が、政務活動費支払証明書を添付することにより、領収書に代えることができる。

(2) 宿泊費

横芝光町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する額を上限とする。

宿泊費の上限（夕食、朝食代を含む） 13,100円

4. 政務活動費を充てることができない経費

(1) 交際費的経費

- ・香典、寸志、祝金など
- ・病気見舞、餞別、中元、歳暮、祝電、弔電、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費

(2) 政党活動経費

- ・党費、党大会賛助金、党大会参加費など

(3) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費

(4) 飲食費

- ・会議費における茶菓子代以外の飲食費

(5) 後援会活動経費

(6) 私的活動に要する経費

- ・ 個人的に参加している団体への会費や会合への参加費
- ・ 政務活動と私的活動の区分が明確に確認できないものへの経費

5. その他

この基準は、政務活動費の使途について、示したものであるが、ここに定めのないもので疑義が生じた場合は、議長及び事務局と協議するものとする。なお、この基準は、平成27年5月1日から適用する。

別紙 1

政務活動費支出明細書

会派名又は無会派議員名 _____

(年 月分)

(単位：円)

整理 番号	項 目	支出日	支 出 先	支出内容	支出額	備考
計						

項 目 別	調査研究費	円	研修費	円	広報費	円
	広聴費	円	要請・陳情活動費	円	会議費	円
	資料作成費	円	資料購入費	円	人件費	円
	事務費	円				
					月分計	円

別紙 2

政務活動費支払証明書（公共交通機関支出用）

会派名又は無会派議員名 _____

No.	支 出 日	支出先	目 的	支出額	備考
	経 路	片道・往復の別			
1					
		片道・往復			
2					
		片道・往復			
3					
		片道・往復			
4					
		片道・往復			
5					
		片道・往復			
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会 派 名

代表者氏名

氏 名

⑨

⑨